

テーマ「個別労働紛争を解消する

就業規則の見直し方セミナー」(第3回)

■開催要項 ○日 時 2010年9月28日(火) 午前10時~16時まで

○場 所 高崎市総合福祉センター第2会議室

(高崎市末広町115-1、TEL027-370-8822)

○対象者 経営者、役員、人事・労務・総務責任者

○受講料 1名につき15,000円(消費税・昼食代込み)なお、振込み手数料は御社でご負担願います。

2人目からは 8,000円 ※なお、顧問先につきましては、お1人8,000円)

○定 員 20名 (席数に限りがありますので、先着順とさせていただきます)

事例1. サービス業の管理職、残業手当の支払不足

年収700万を超える40歳管理職、残業手当が十分に支払われていないとの訴え。会社は役職手当が残業手当の一部と理解していたが、本人との理解にずれがあった。ある日突然監督官が臨検訪問。残業手当の支払い不足を指摘された。

事例2. 従業員数100名を超えるサービス業I社の年次有給休暇管理。

従業員の入社・退社が多いサービス業I社。年次休暇の管理に苦慮していた。年1・2回の起算日管理をしていたが、勤続年数の短い従業員に法定を上回る年次休暇を付与しなければ法律をクリアできない。一人ひとりバラバラの入社日基準では、管理が煩雑……。起算日を〇〇したら、この難問を解決できた。

最近、個別労働紛争が多発しています。

その原因のひとつが、労使双方ともに就業規則に対する理解不足があります。

- ・会社の就労実態とかけ離れた就業規則。
- ・労働基準法を上回る・下回る就業規則。
- ・就業規則の運用に問題があるケース。

「就業規則」はどれも一緒だろう!

そんな風に考えていませんか。

労働基準法等が、改正に改正を重ね、一昔前と比べて

労働基準法が求める最低基準ラインがハイレベルになりました。

- ・1週40時間労働時間制の浸透。
- ・年間休日数の増加。
- ・年次有給休暇の付与日数の増加。
- ・過労死の増加により、時間外労働時間に対する規制の強化。
- ・いったん採用したら、解雇リスクの増大。
- ・社会保険料等法定福利費負担の増加。など、など、

経営を圧迫する要因は増えるばかりです。

「労働基準法なんか厳格に守れないよ。」

「そんなの気にしていたら会社なんかやっていけない。」

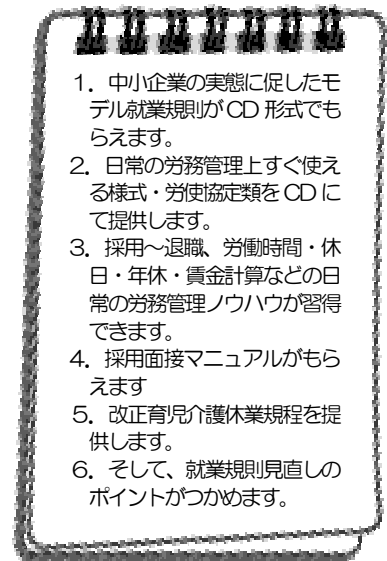
そんな声が聞こえてきそうです。

確かにそのような事実はあるかもしれません。

しかし就業規則は、従業員の労働条件を保護すると同時に、その内容によっては、会社を守ることになるのです。



【セミナー特典】



1. 中小企業の実態に促したモデル就業規則がCD形式でもらえます。
2. 日常の労務管理上すぐ使える様式・労使協定類をCDにて提供します。
3. 採用~退職、労働時間・休日・年休・賃金計算などの日常の労務管理ノウハウが習得できます。
4. 採用面接マニュアルがもらえます。
5. 改正育児介護休業規程を提供します。
6. そして、就業規則見直しのポイントがつかめます。

< このセミナーでお話しする内容の一部を紹介 >

1. 採用面接のポイントは、ここ。(採用面接のマニュアル)
2. 従業員ともめない雇用契約書の作り方。
3. 問題社員に対する始末書の書かせ方。
4. やむを得ず行う解雇、その前にやっておくべきこと。
5. 残業時間はこうやって管理する。
6. 無駄が多い年1・2回の基準日方式、面倒な年次有給休暇の管理はこうすると管理が簡単。
7. 正しい割増賃金の計算は。
8. 管理職の賃金はどのように決める?管理職手当は、所定内それとも所定外賃金。
9. 改正労基法(H22年4月1日施行)、改正育児介護休業法(H22年6月30日施行)のポイントは?。
10. 採用から退職、労働時間・休日・休暇・賃金などのポイントを分かりやすく解説いたします。

【前回セミナー参加者の声】

- ☆ とても理解ができました。(前橋市 設備工事業 経営者 Sさん)
- ☆ 以前にも二度ほどセミナーに参加させていただきました。
毎回勉強になります。(製造業 後継予定者 Mさん)
- ☆ CD、資料 大変参考になります。
(高崎市 機械工事業 役員 Wさん)
- ☆ セミナーを受けて色々な課題を発見することができました。
説明が丁寧でとてもわかりやすかったです。
(前橋市 設備工事業 経理 Fさん)



実践的ですぐに使える様式集が良いと、
沢山の方から評価をいただいています。



《講師紹介》

社労士・診断士 川上 金四郎

社労士開業31年、診断士歴12年となりました。これまで数々の労務トラブルに対処してきました。賃金・評価制度の企画や職場活性化研修、管理職・経営者等の人材育成が得意分野。セミナーの内容がわかりやすいと評判です。

お申込みは、平成22年9月20日までに、このままFAXにてお知らせください。

FAX 027-352-4394

受講申込書						
★平成22年9月28日(火)		「個別労働紛争を解消する就業規則の見直し方セミナー」(第3回)				
会社名	セミナー参加者	役職		氏名		
		役職		氏名		
住所						
TEL	FAX					
E-Mail				派遣責任者		

【お問い合わせ先】

有限会社川上労務センター[川上式賃金研究所]

URL // www.syugyoukanri.jp/

E-Mail : kawakami@syugyoukanri.jp/

住所 : 〒370-0036 高崎市南大類町 1366-3

TEL : 027-352-4393